



MIKI City Magazine

広報

みき

10

2021
No.924

●編集・発行：三木市選挙管理委員会 〒673-0492 上の丸町10番30号
TEL. (0794) 82-2000(代) FAX. (0794) 82-3501
●発行日：令和3年10月19日

<https://www.city.miki.lg.jp/>



令和3年度『明るい選挙啓発ポスター』
特選
三木小学校6年生 三枝咲穂さんの作品

- 三木市で投票できる人**
- 今回の選挙で投票できる有権者は、次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人です。
- ①平成15年11月1日までに生まれた人
 - ②令和3年7月18日までに住民登録（転入届）を行い、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている人
 - ③令和3年7月19日以降に転出し

た人で、転出までに3ヶ月以上三木市の住民基本台帳に登録されていた人

【転入・転居の人】

本年7月19日以降に転入した人で、前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、前住所地で投票することができます。投票について、詳しくは前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

10月8日以前に市内で転居された人は、新住所地の投票所で投票ができます。9日以降に転居された人は、前住所地の投票所で投票いただくことになります。

投票所入場券の発送

同一世帯の「投票所入場券」を封書で郵送しています。

公示日（10月19日）以降に郵送しますが、お手元に届くまでには数日かかります。届くまでに期日前投票される場合や、届いたが紛失してしまった場合でも、投票できますので、それぞれの投票所へお越しください。

身体の不自由な人

歩行が困難で車いすをご利用の人は、期日前投票をご利用いただくと、段差なく投票所内も車いすでの移動が可能です。介助者の方

投票日
10月31日(日)
午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させることのできる、大切な機会です。

選挙公報や政見放送などを通じて、候補者の政見や抱負などをよく見、よく聴いて、悔いのない一票を投じましょう。

代理投票

身体の障がいなどにより、自分で投票用紙に候補者の氏名等を書くことのできない人のため、代理投票が認められています。代理投票を希望する人は、係員に申し出てください。

投票所内から二人の投票補助者が決められ、一人が投票用紙に代筆し、もう一人がそれに立ち会って投票が行われます。

なお、補助者はその秘密を守らなければなりませんので、誰に投票したかなどの、選挙の秘密は守られます。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票ができます。遠慮なく係員に申し出てください。

開票の日時・場所

即日開票で、10月31日午後9時20分から三木山総合公園総合体育館で行います。

も投票所内に同行していただけます。

当日の投票を予定される人で、投票所に段差があつて入場するのが難しく思われる人も、係員が介助等の対応をさせていただきますので、ご遠慮なく事前に選挙管理委員会、あるいは当日投票所の係員に申し出てください。

投票日に予定がある人は

期日前投票・不在者投票を

投票は、選挙当日投票所において投票することが原則ですが、投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務のため投票できない人は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等により投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

入場券が届いている時は、裏面の「宣誓書」に必要事項を記入して、投票所までお持ちください。

なお、入場券がなくても投票はできますが、宣誓書の提出は必要です。

【ご注意ください】

投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行おうとする日はまだ17歳の人は、期日前投票をすることができません。その場合は、不在者投票で投票することができます。投票場所は、市役所5階選挙管理委員会（期日前投票所の隣）です。

期日前投票ができる期間・場所

期間 10月20日(水)～30日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所（5階中会議室）
吉川支所（多目的室）

不在者投票ができる場所

市役所5階選挙管理委員会

※吉川支所では不在者投票はできません

不在者投票

主に次に該当する人が対象です。

◆投票できる期間中に、仕事や旅行などで遠隔地に滞在している方（遠隔地での不在者投票）

◆病院に入院・老人ホーム等の施設に入所している人（指定施設での不在者投票）

◆身体に重度の障がいのある人（自宅等での郵便による不在者投票）

◆新型コロナウイルス感染症の患者等で外出自粛要請等を受けた方（詳しくはお問い合わせください）

はお問い合わせください

【遠隔地での投票】

①「投票用紙等請求書兼宣誓書」に自書により必要事項を記入して、三木市（名簿登録地）の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

②①に書かれた滞在先に、三木市選挙管理委員会から投票用紙等の必要書類を郵送します。

③②で受け取った書類を持って、お近くの市区町村の選挙管理委員会に

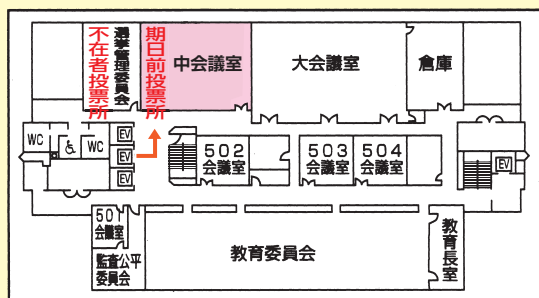
出向いていただき、そこから投票をしてください（投票用紙を自宅等で記入した場合は、無効になります。）

④③で投票された投票用紙は、投票された選挙管理委員会から三木市選挙管理委員会に郵送されて、三木市の投票箱に投函されます。

※投票用紙の到着が、投票日当日の午後8時を過ぎた場合、その投票用紙は無効になってしまいます。①の請求・③の投票はお早めにしてください。

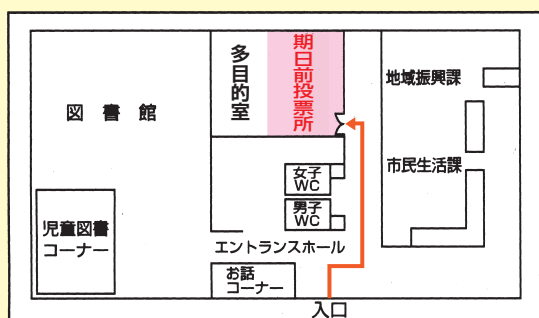
期日前投票・不在者投票場所

●市役所5階



※市役所の閉庁日(土・日)及び平日の午後5時～8時に来られる人は、庁舎北側1階の警備員室前からお入りください。

●吉川支所多目的室



新型コロナウイルス感染症への対応

三木市選挙管理委員会では、各投票所等において新型コロナウイルス感染防止対策に次のとおり取り組みます。皆様におかれましても、投票所にお越しの際はご理解、ご協力をお願いいたします。

●投票所における感染防止対策



(1) 選挙管理委員会が行うもの

- 投票所入り口などに消毒液を設置します。
- 投票所職員は、マスクを着用し定期的に手指消毒を行います。
- 投票所の換気を定期的に行います。
- 記載台、鉛筆などを定期的に消毒します。
- 受付係等については、飛沫感染防止シートを設置します。
- 密な状態を避けるため、床に立ち位置を表示する場合があります。
- 職員は体温測定などによる体調管理を行い体調不良の場合には従事しません。

(2) 皆様をお願いするもの

- マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- 周りの方と一定の距離を保つようお願いします。
- 投票者でない方など(介助者を除く)、同伴者の来場を控えてください。
- 帰宅後は手洗い、うがいを励行してください。
- 鉛筆は準備しておりますが、ご持参の鉛筆やシャープペンシルでも投票用紙に記入できます。気になる方はお持ちください。(ボールペンは避けてください。インクがにじむ可能性があります。)
- 上履き等に履き替える投票所においては、上履きを持参していただけます。
- 早朝や夕方など、比較的すいている時間での投票をお願いします。

●開票所における感染症対策

- 開票所職員はマスクを着用し、作業前、後に手指消毒を徹底します。
- 参観を希望される方はマスクを着用して、入り口等に設置の消毒液で消毒をお願いします。
- 体調の悪い方など、入場をお断りする場合があります。



※ 新型コロナウイルス感染症への感染を心配される方の期日前投票について

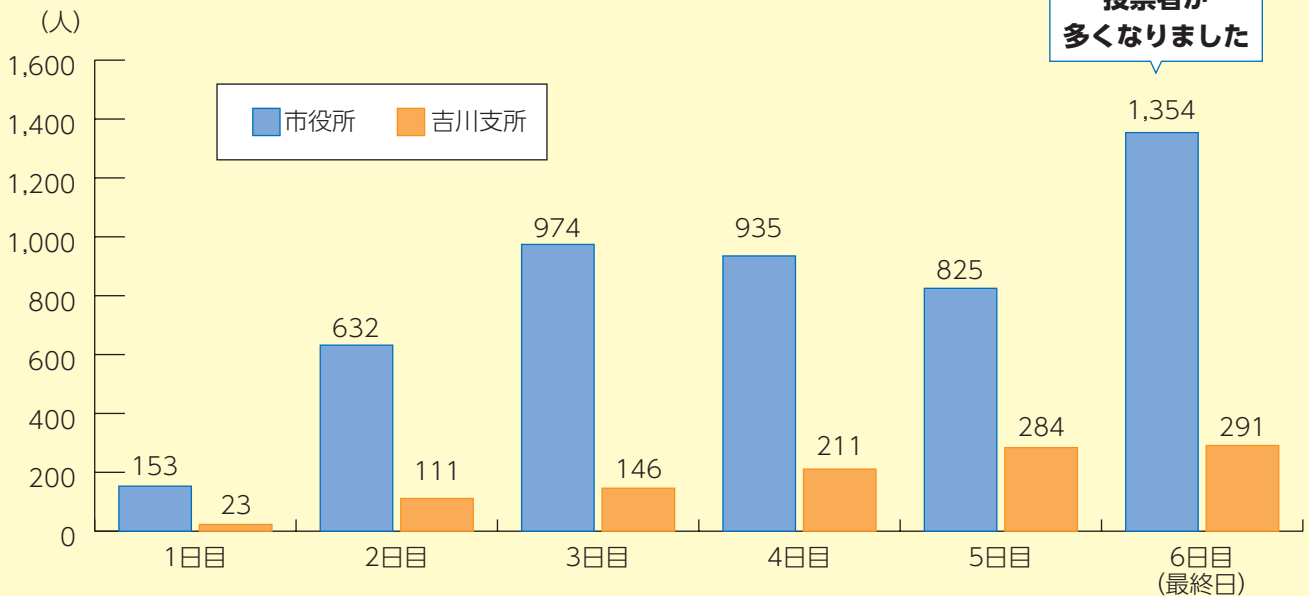
新型コロナウイルス感染症への感染を心配される方は、期日前投票することができます。

投票所入場券裏面の期日前投票宣誓事由の「6 天災又は悪天候により、投票所に到達することが困難」に該当します。

※期日前投票所へのご来場について

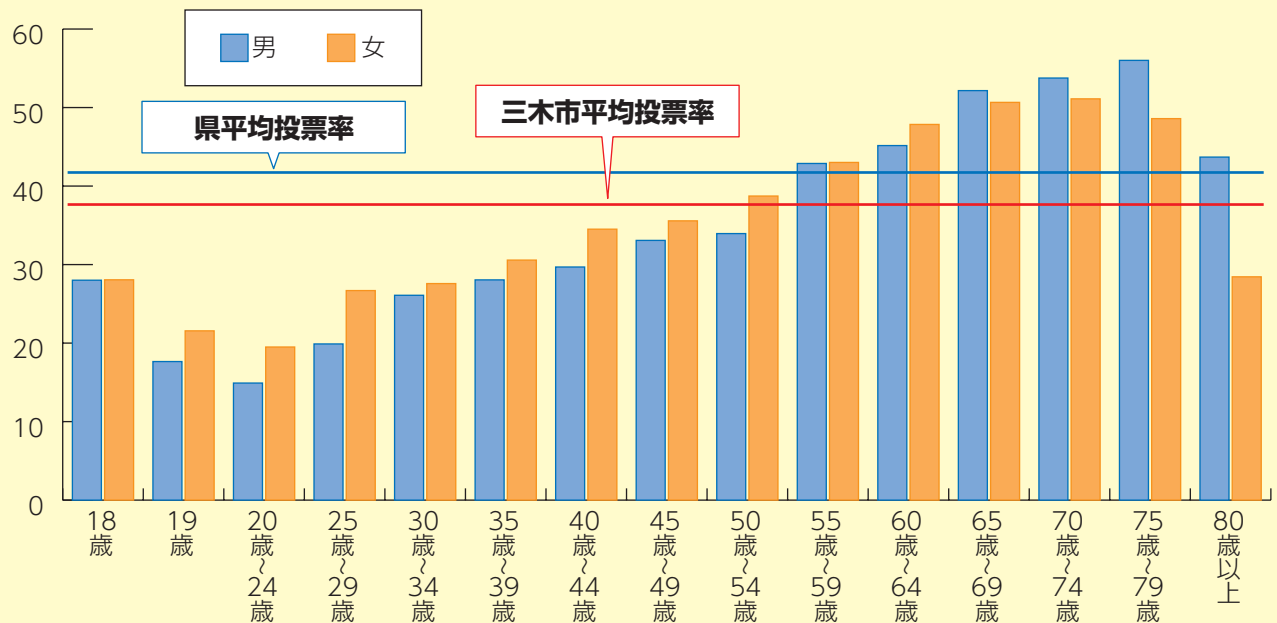
下図は令和3年6月執行の三木市長選挙の期日前投票所における日別投票者の人数を示したものです。投票日直前には、多くの方が投票に来られています。**期日前投票は、なるべく早い時期での投票をお勧めします。**(衆議院選の期日前投票は11日間です。)

令和3年6月6日執行 三木市長選挙期日前投票者数



※世代別の投票率について

令和3年7月18日執行 兵庫県知事選挙 年代別投票率



令和3年7月18日に執行された兵庫県知事選挙の年代別投票率のグラフです。三木市全体では38.63%と兵庫県平均の41.10%よりも約2.5%低い値となっています。年代別に見てみると、他の選挙でも言われていることですが、20歳代前半及びその前後の年代の投票率が低く、70歳代まで右肩上がりで上昇する結果となっています。世代間で投票率に差がでると、投票率の低い世代の声は届きにくくなります。代表者を選ぶ貴重な権利を無駄にしないよう、投票に行きましょう。

【表1】郵便等による不在者投票ができる人

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】郵便等による不在者投票における代理記載に該当する人

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症まで



【郵便による投票】
身体に重度の障がいのある人は、在宅などで郵便によって投票することができます。【表1】に該当する人が対象で、【表1】及び【表2】の両方に該当する人は、投票用紙を代理記載してもらうことができます。

投票には、「郵便等投票証明書」が必要です。証明書の交付については、早めに三木市選挙管理委員会までお問い合わせください。

※請求や投票の方法について、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

【指定施設での投票】
入所（入院）している施設（病院）が、都道府県の

選挙管理委員会が指定した施設であれば、その施設内で投票することができます。手続等については、施設へお問い合わせください。

投票の方法

受付・名簿対照
投票所で、投票所入場券を提出してください。係員が選挙人名簿と照合し、確認の後、投票所入場券をお返しします。

投票用紙交付①
投票用紙交付係で、小選挙区選挙の投票用紙を受け取ってください。

記載
投票記載所で候補者の氏名を1人書いてください。

投票
投票箱の所に行き、投票用紙を投入口へ入れてください。

投票用紙交付②
投票用紙交付係で、比例代表選挙と国民審査の投票用紙を受け取ってください。

記載
投票記載所で、比例代表選挙の投票用紙には政党等の名称または略称を書いてください。国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官名の上の欄に×印を記入してください。

投票
投票箱の所へ行き、投票用紙をそれぞれの投入口へ入れてください。

比例代表選挙

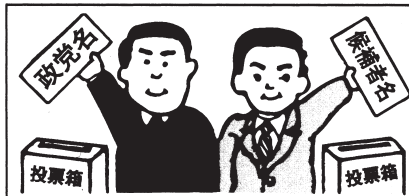
政党に投票します

投票用紙には、政党の名称または略称を記入してください。

衆議院の選挙制度

比例代表選出議員選挙

小選挙区選出議員選挙



小選挙区選挙

個人に投票します

投票用紙には、候補者個人名を記入してください。

選挙公報を発行

日刊新聞6紙に折り込み各家庭へ

有権者の皆さんに候補者の政見、経歴などをお知らせする「選挙公報」を発行します。この公報は、日刊新聞6紙（朝日、神戸、産経、日経、毎日、読売）に折り込んで各家庭へお届けします。万一、届かないときは、(市)選挙管理委

員会へ連絡してください。なお、この公報は、(市)選挙管理委員会のほか、吉川支所、市立各公民館、市民活動センター、総合保健福祉センター、吉川総合公園等にも備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。

問い合わせ先

三木市選挙管理委員会
市役所5階
082・2000
(内線3230・3231)

投票所一覧表

今回の選挙は、下表（48か所）の投票所で投票を行います。

投票区	投票所の施設	区 域
1	槇 公 民 館	久次、里脇、槇、大島
2	口吉川町公民館	笹原、殿畑、南畑、保木、楮原
3	東 中 公 民 館	東中、西中、桃坂、東、馬場、蓮花寺
4	高 篠 公 民 館	高篠、高畑、桃津、金屋
5	まなびの郷みずほ	瑞穂、中里
6	細 川 町 公 民 館	垂穂、増田、豊地、細川中、西、脇川、加佐(1251番地)
7	久 留 美 公 民 館	久留美
8	大 塚 町 公 民 館	大塚1丁目(6番を除く)、2丁目、大塚地番、宿原(えびす町、東紫美ヶ丘、松が丘、字開キ谷を除く)、与呂木、平井、岩宮
9	芝 町 公 民 館	府内町、芝町、本町1丁目、府内地番
10	デイサービスセンター三木東 (在宅介護支援センター三木東)	君が峰町、えびす町、東紫美ヶ丘、松が丘、大塚1丁目6、7番の一部
11	東吉田集落センター	安福田、細目、吉田(自由が丘地域を除く)
12	志 染 町 公 民 館	井上、志染中、窟屋、高男寺
13	御 坂 公 民 館	戸田、三津田、御坂、大谷
14	広野公民館 多目的ホール	広野1丁目～7丁目(7丁目の一部を除く)、中自由が丘1丁目の一部
15	新 広 陽 公 民 館	小林734番地、ローレルハイツ北神戸、宿原(字開キ谷)
16	小 林 中 央 会 館	興治、小林(734番地を除く)、大山、福井(三木地区地域)の一部
17	朝日ヶ丘公民館	朝日ヶ丘
18	高木老人憩いの家	高木
19	別 所 町 公 民 館	東這田、西這田、巴
20	石 野 公 民 館	花尻、石野、相野
21	下 石 野 公 民 館	下石野、正法寺
22	鳥 町 公 民 館	和田、鳥町、近藤
23	大 村 公 民 館	大村、大村1丁目
24	平 田 公 民 館	平田、平田1丁目～2丁目、加佐西、向陽園、育英ハイツ、ローレルハイツ三木
25	神 明 町 公 民 館	末広2丁目、3丁目
26	市民活動センター	末広1丁目、加佐東、跡部
27	中 央 公 民 館	本町2丁目、上の丸町
28	大 日 町 公 民 館	本町3丁目、福井1丁目1・4・5番の一部、6番の一部、福井3丁目6番の一部、福井(三木地区地域)の一部
29	福井コミュニティセンター	福井1丁目2・3・5番の一部、6番の一部、7～11番、福井2丁目、福井3丁目1～5番、6番の一部、7～17番、高木の一部
30	緑が丘小学校研修室	緑が丘町中1丁目1～13・20・24・46番地、中2丁目、西1丁目～5丁目、四合谷、広野8丁目
31	緑が丘町本町自治会館	緑が丘町本町1丁目、2丁目、中1丁目14～19・21～23番地、広野7丁目の一部
32	緑 が 丘 町 公 民 館	緑が丘町東1丁目～4丁目、中3丁目
33	青 山 公 民 館	青山1丁目～7丁目
34	自由が丘本町会館	自由が丘本町1丁目～3丁目
35	自 由 が 丘 公 民 館	西自由が丘1丁目、中自由が丘1丁目、2丁目
36	自 由 が 丘 幼 稚 園	西自由が丘2丁目、中自由が丘3丁目、東自由が丘3丁目(376番地までの地番の区域)、吉田(自由が丘地域)
37	あかねが丘自治会館	東自由が丘2丁目、3丁目(377番地以上の地番の区域)
38	東自由が丘1丁目やすらぎセンター	東自由が丘1丁目
39	三木南交流センター	城山、さつき台
40	豊 岡 公 民 館	豊岡、南豊岡、南水上、北水上
41	東吉川小学校体育館	毘沙門、市野瀬、東田、楠原
42	三 木 市 吉 川 支 所	稲田、金会、福吉、緑台、吉安上、吉安下、大沢、米田
43	旧中吉川小学校体育館	大畑、鍛冶屋、貸潮、渡瀬、出晴、山上、長谷、上松、法光寺、古市、有安、ひばりが丘
44	吉川総合公園研修館	奥谷、田谷、湯谷、西奥
45	古 川 公 民 館	上中、古川、実楽
46	旧上吉川小学校体育館	新田(武士山)、福井(吉川町)、富岡、前田
47	畑 枝 公 民 館	新田(野呂谷)、上荒川、畑枝
48	吉川小学校体育館	みなぎ台北、みなぎ台東、みなぎ台南、みなぎ台中、みなぎ台第5